

# 埼玉県脳卒中・心臓病その他の循環器病対策推進協議会設置要綱

## (設 置)

第1条 「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」（平成30年12月14日法律第105号）第11条に規定する埼玉県の循環器病対策の推進に関する計画「埼玉県循環器病対策推進計画」（以下「計画」という。）の推進等に当たり、必要な事項を検討するため「埼玉県脳卒中・心臓病その他の循環器病対策推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置するものである。

## (所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について協議するものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の推進に関すること。
- (3) 計画の進捗、評価に関すること。
- (4) その他、総合的な循環器病対策の推進について意見を述べること。

## (組 織)

第3条 協議会の委員は、循環器病患者及び循環器病患者であった者並びにこれらの者の家族又は遺族を代表する者、救急業務に従事する者、循環器病に係る保健、医療、又は福祉の業務に従事する者、学識経験のある者その他必要と認める者のうちから保健医療部長が選任する。

- 2 会長は、委員の中から互選する。
- 3 会長は、協議会を代表し、協議会を総括する。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

## (任 期)

第4条 委員の任期は、2年間とし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員を生じたときは、速やかに補充するものとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員が欠席の時は、代理の出席を認める。

## (会 議)

第5条 協議会は、会長と協議の上、保健医療部長が招集する。

- 2 会長が、議長となる。
- 3 協議会に会長が出席できない場合は、会長の指示により、会長以外の委員に議長を委任することができる。

## (部会の設置)

第6条 協議会に次の部会を置く。

- (1) 脳卒中部会
  - (2) 心疾患部会
  - (3) その他必要と認める部会
- 2 部会の委員は、協議会委員及び必要と認める者をもって保健医療部長が選任する。
  - 3 部会に部会長を置き、部会長は、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

- 4 部会長は、部会を代表し、部会を総括する。
- 5 部会長及び保健医療部長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(庶務担当)

第7条 協議会及び部会の庶務は、埼玉県保健医療部疾病対策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会及び部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この要綱は、令和2年3月11日から施行する。